

<基本的考え方>

下記1. 1)の定期的なモニタリングは、全体的な状況や変化を把握するものであり、その測定結果については、関係機関で共有し基盤的な情報として、それぞれ活用。
これらの情報を参考にしつつ、各機関において、それぞれの目的に応じて、機関間で協力しつつ、追加的に必要なモニタリングを実施するとともに、それぞれが実施したモニタリング情報を関係機関で共有。

分類	ねらい・概要等	主な取り組み	備考	
1. 現・警戒区域及び計画的避難区域における環境放射線モニタリング及びその他の測定	1) 現・警戒区域及び計画的避難区域の現状を定期的把握するための環境放射線モニタリング	現・警戒区域及び計画的避難区域における放射線等の状況を定期的に把握するために、地上1m高さの空間線量率を中心に環境放射線モニタリングを実施する【空間線量率の他に、河川・水源地、農地等における環境放射線モニタリングを定期的実施】。 (主要関連府省: 文部科学省、内閣府原子力被災者生活支援チーム、その他関係府省)	○モニタリングポスト(リアルタイムで測定結果を測定・更新)やモニタリングカー(週1回)による固定点における空間線量率の測定 【文部科学省】 ○航空機モニタリングを用いた広域における空間線量率及び放射性セシウムの沈着量の測定(年数回) 【文部科学省】 ○避難指示区域を対象とした、走行サーベイによる空間線量率の面的かつ詳細な測定等(数ヶ月に1回) 【内閣府原子力被災者生活支援チーム】 ○河川、水源地や農地等における継続的な環境放射線モニタリング(定期的実施) 【関係府省】	○測定結果は、各種の判断の基礎資料として活用
	2) 現・警戒区域及び計画的避難区域における除染・インフラ復旧作業のための放射線量等の測定	1. 1)の測定結果を踏まえた上で、現・警戒区域及び計画的避難区域内で行う除染や各種のインフラ復旧作業に伴い、計画や方法の検討、作業の効果の確認、作業者の被ばく管理、インフラの供用開始時の状況確認のための放射線量等の測定を実施する。 (一義的には、個別の作業の実施者(作業員の使用者)や施設管理者が中心となって実施。必要に応じ関係機関が連携。) → 個別具体の項目は、関係機関で今後、詳細を精査。 (主要関連府省: 環境省、復興庁、その他インフラ復旧に参画する省庁)	○除染作業実施のための、除染対象物毎に行う、除染前後における詳細な放射線量の測定(作業の進捗に応じ随時実施) 【環境省】 ○除染やインフラ復旧に従事する作業員の個人被ばく線量を測定するための線量測定、高線量地域での作業後の作業員等のスクリーニング(作業実施時) 【実施府省、施設管理者 他】 ○それぞれの復旧インフラ(道路、上下水道等)の供用開始時及び維持管理段階において、状況確認のための放射線量等の測定(作業の進捗に応じ適宜実施※)。 【実施府省、施設管理者他】 ※ 維持管理段階において、必要に応じて、1. 1)に加えて追加的な測定を継続的に実施	○除染関係では、平成23年11月～平成24年1月に、環境省において、除染計画の策定の参考とするため、現行の避難指示区域内の居住地を中心に、100mメッシュで空間線量分布図を作成し、2月に公表済み ○インフラ復旧関係では、今後、復興庁、支援チーム、環境省、インフラ復旧担当省、文部科学省等が連携して、具体的に更なる課題の洗い出しと、必要な実施体制(含む関係機関の協力)を検討予定
2. 避難指示区域の線引き(見直し)のための追加的な環境放射線モニタリング(避難指示区域等を含む市町村を対象に個別に実施)	航空機モニタリングの結果など、1. 1)で得られた既存の情報をベースに、線引きの判断に活用。 その上で、市町村との調整等を受けて、必要に応じ、区域の線引きの判断の分かれ目となる境界領域を対象として詳細なモニタリングを実施する(基本は、空間線量率)。 (主要関連府省: 内閣府原子力被災者生活支援チーム)	○避難指示区域の線引き(見直し)のための詳細モニタリング(必要に応じ実施) 【内閣府原子力被災者生活支援チーム】	○必要に応じて関係機関が協力	
3. 解除された区域または解除の近い区域を対象とした帰還・復旧を支援するための環境放射線モニタリング(該当する市町村を対象に個別に実施)	今後の1. 1)で把握した空間線量等の状況や1. 2)の除染・インフラ復旧の状況を見つつ、避難指示区域を解除された区域または解除の近い区域を対象に、解除の前後において、当該地域における帰還・復旧を支援するために実施。 具体的には、生活圏における地上1m高さの空間線量率の詳細なモニタリングや、市町村の個別の要望に応じた環境放射線モニタリングを、放射線モニタリングや事故・復興対応の総合調整機能を有する文部科学省、内閣府原子力被災者生活支援チーム、復興庁を中心に、個別の放射線モニタリングアクションプランを策定し、随時実施する。 (主要関連府省: 文部科学省、内閣府原子力被災者生活支援チーム、復興庁、その他関係府省(要望内容に応じ))	○小中学校、高等学校、幼稚園、保育所や、病院、図書館、児童館・児童センター・障害児施設・放課後児童クラブの敷地内の主要なポイントのモニタリング(地元の事情を踏まえた時期) 【文部科学省、内閣府原子力被災者生活支援チーム】 ○学校等及び公共施設等を中心とした生活圏等に着目した無人ヘリコプターによる通学路、公園等の面的な詳細モニタリング(地元の事情を踏まえた時期) 【文部科学省、内閣府原子力被災者生活支援チーム】 ○市町村の個別の要望に対応した詳細モニタリング(例: 飲用に供している井戸水等の地下水)(地元の事情を踏まえた時期) 【要望に対応した関係府省、内閣府原子力被災者生活支援チーム、文部科学省】	○旧緊急時避難準備区域を対象としたアクションプランの実績あり	